

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ		
所在地	前橋市新前橋町13-12		
所管部局・課	健康福祉部障害政策課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	地域生活支援係	内線	2644

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

・身体障害者福祉法
 ・群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの設置及び管理に関する条例 等

2 施設の役割

(1) 設置目的

聴覚障害者に対して情報を提供し、手話通訳者の派遣等を行い、及び聴覚障害者の相談に応じることに
 より、聴覚障害者のコミュニケーションの支援を行い、もって聴覚障害者の自立と社会参加を促進する。

(2) 設置当初の状況

平成2年の身体障害者福祉法改正により聴覚障害者情報提供施設の設置が全国的に進み、当県にお
 いても聴覚障害者団体及び関係団体の強い要望により、コミュニケーションプラザが全国で18番目に開
 設された。それまで、手話通訳者派遣事業等、聴覚障害者関連事業は当事者団体である県聴障連に委
 託実施されていたが、施設開設により主要な事業はコミュニケーションプラザに引き継がれ、字幕入りビ
 デオライブラリー制作等新規事業も含めて事業が開始された。

(3) 施設を取り巻く現状

障害者自立支援法施行により、主要事業の一つである手話通訳者及び要約筆記者派遣事業が市町村
 必須事業に組み替えられた。独自で派遣事業実施が困難な市町村だけではなく、独自に実施している市
 町村も必要時に備えてコミュニケーションプラザと派遣事業委託契約を締結している。県立施設として、市
 町村間の格差が生じないような調整や助言、また派遣事業に協力する手話通訳者及び要約筆記者の養
 成や資質向上への取り組みがより大きな責務となっている。

3 施設の概要

設置年月日	平成10年2月1日
敷地面積(所有者)	—(入居施設)
主な施設(床面積、階数等)	425.39㎡(事務室51.12㎡、閲覧室46.76㎡、ビデオ試写室・保管室56.11㎡、機 器保管室14.25㎡、スタジオ調整室63.36㎡、ボランティア室(1)17.36㎡、ボラ ンティア室(2)36.40㎡、相談室(1)9.00㎡、相談室(2)9.00㎡、通路122.03㎡)
建設費	—(入居施設)
備考	

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	利用時間
一般	0	○利用時間 午前9時から午後5時まで
大学生・高校生	0	○休館日 ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条 に規定する休日 ・12月29日から翌年1月3日まで

4 施設における実施事業

<ul style="list-style-type: none"> ・字幕入りビデオテープ等の自主制作事業、字幕入りビデオライブラリー事業 ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣 ・手話通訳者養成講座、手話通訳者養成講座指導者講習会 ・手話通訳者全国統一試験・県認定試験、手話通訳者試験対策講座 ・登録手話通訳者研修 ・要約筆記者養成講座、要約筆記者養成講座指導者講習会 ・登録要約筆記者研修 ・情報機器の貸し出し ・生活等に関する相談 ・中途失聴・難聴者のための講座 ・頸肩腕障害特殊検診 ・ボランティア室の貸し出し ・字幕ボランティア研修
--

5 管理運営コストの状況

区 分	令和2年度 (当初予算額)	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)
歳 入(①)	16,930	17,520	16,874	15,840	17,413
国庫	15,032	15,675	15,182	14,214	16,069
諸収入	1,898	1,845	1,692	1,626	1,344
歳 出(②)	44,186	45,077	44,036	43,758	41,154
指定管理料	44,186	43,958	43,727	43,592	41,078
備品費		1,119	309	166	76
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 27,256	▲ 27,557	▲ 27,162	▲ 27,918	▲ 23,741
歳入・歳出の主な増減理由					

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇ 指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和2年度 (当初計画額)	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)
収 入(①)	45,986	45,958	46,081	46,163	43,595
指定管理費	44,186	43,958	43,727	43,592	40,859
雑入	1,800	2,000	2,354	2,571	2,736
支 出(②)	45,986	45,404	46,122	40,748	41,661
人件費	31,656	27,695	31,137	27,571	29,320
租税公課費	50	15	25	14	27
その他	14,280	17,694	14,960	13,163	12,314
収支(①-②)	0	554	▲ 41	5,415	1,934
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由					

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
常勤職員	6	6	6	6	6
非常勤職員	2	2	2	2	1
合 計	8	8	8	8	7

7 施設利用の状況

区 分	令和2年度※1	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
年間利用者総数(人)	3,000	3,004	3,457	3,301	3,615
有料利用者数(人)	—	—	—	—	—
	無料利用者数(人)	3,000	3,004	3,457	3,301
目標利用者数(人)	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)	—				
利用者の主な増減理由	令和元年度については、新型コロナウイルス感染症に伴う、センター自体の休館、設備の使用制限、催し物(イベントや会議)の中止により、利用者数が減少した。				

※ 見込数又は途中実績

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<p>当施設以外で、県内に聴覚障害者への情報支援事業を実施している施設等はなく、県内唯一の聴覚障害者情報提供施設として、必要性は高く、昨年度に第2次手話施策実施計画が制定されたことから、必要性は高まっている。</p> <p>聴覚障害者への情報支援に関しては、市町村が実施する意思疎通支援事業(地域生活支援事業)での取り組みが主となるが、市町村独自で実施体制を整備することは困難な面もあり、県内の聴覚障害者に対する情報支援の実施体制を全県域で維持していくためには、県として当施設において手話通訳者・要約筆記者の派遣、字幕ビデオの貸出等の業務に対応していく必要がある。</p>
業務等の見直し	<p>利用者満足度調査結果等を踏まえた業務の改善、施設利用の広報、手話通訳者・要約筆記者の養成・拡充等に引き続き取り組み、利用者サービスの向上に努めていく。</p> <p>また、聴覚障害者の要望等を踏まえながら、施設の設置目的に基づき、適切な施設運営に努めていく。</p>